

令和2年8月28日開会

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和2年第3回

杵築市議会定例会議案

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※



## 目 次

- 議案第 9 4 号 令和元年度杵築市一般会計歳入歳出決算認定について - 決算書 1 ページ -
- 議案第 9 5 号 令和元年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 270 ページ -
- 議案第 9 6 号 令和元年度杵築市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 281 ページ -
- 議案第 9 7 号 令和元年度杵築市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 300 ページ -
- 議案第 9 8 号 令和元年度杵築市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 309 ページ -
- 議案第 9 9 号 令和元年度杵築市地域包括支援センター事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 332 ページ -
- 議案第 1 0 0 号 令和元年度杵築市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 341 ページ -
- 議案第 1 0 1 号 令和元年度杵築市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 352 ページ -

- 議案第102号 令和元年度杵築市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 363 ページ -
- 議案第103号 令和元年度杵築市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について - 決算書 378 ページ -
- 議案第104号 令和元年度杵築市水道事業会計決算認定について - 公営企業会計決算書 1 ページ -
- 議案第105号 令和元年度杵築市工業用水道事業会計決算認定について - 公営企業会計決算書 29 ページ -
- 議案第106号 令和元年度杵築市立山香病院事業会計決算認定について - 公営企業会計決算書 49 ページ -
- 議案第107号 令和2年度杵築市一般会計補正予算（第7号） - 補正予算書 1 ページ -
- 議案第108号 令和2年度杵築市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号） - 補正予算書 7 ページ -
- 議案第109号 令和2年度杵築市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） - 補正予算書 11 ページ -
- 議案第110号 令和2年度杵築市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） - 補正予算書 15 ページ -

- 議案第 1 1 1 号 令和 2 年度杵築市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）  
－ 補 正 予 算 書 19 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 2 号 令和 2 年度杵築市農業集落排水事業特別会計補正  
予算（第 1 号）  
－ 補 正 予 算 書 23 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 3 号 令和 2 年度杵築市水道事業会計補正予算（第 1 号  
）  
－ 補 正 予 算 書 27 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 4 号 令和 2 年度杵築市下水道事業会計補正予算（第 1  
号）  
－ 補 正 予 算 書 29 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 5 号 杵築市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に  
関する条例の一部改正について  
－ 議 案 書 5 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 6 号 杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部改正に  
ついて  
－ 議 案 書 7 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 7 号 杵築市介護保険条例の一部改正について  
－ 議 案 書 9 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 8 号 杵築市市道の構造の技術的基準等に関する条例の  
一部改正について  
－ 議 案 書 11 ペ ー ジ －
- 議案第 1 1 9 号 財産の取得について  
－ 議 案 書 14 ペ ー ジ －

- 議案第 1 2 0 号 杵築市過疎地域自立促進計画の変更について  
－ 議案書 16 ページ －
- 議案第 1 2 1 号 市道の路線認定について  
－ 議案書 18 ページ －
- 報告第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和 2 年度杵築市一般会計補正予算 (第 6 号)  
)  
－ 議案書 22 ページ －
- 報告第 3 2 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
健全化判断比率の算定について  
－ 議案書 23 ページ －
- 報告第 3 3 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
資金不足比率の算定について  
－ 議案書 24 ページ －
- 報告第 3 4 号 専決処分の報告について  
－ 議案書 26 ページ －

議案第 1 1 5 号

杵築市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部改正について

杵築市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

杵築市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（平成17年杵築市条例第87号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第3項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。



議案第 1 1 6 号

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

杵築市後期高齢者医療に関する条例（平成20年杵築市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 1 1 7 号

杵築市介護保険条例の一部改正について

杵築市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日 提出

杵築市長 永 松 悟

記

## 杵築市介護保険条例の一部を改正する条例

杵築市介護保険条例（平成17年杵築市条例第130号）の一部を次のように改正する。

附則第7項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「加算した割合をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第7項の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

議案第 1 1 8 号

杵築市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部改正について

杵築市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市市道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例

杵築市市道の構造の技術的基準等に関する条例（平成25年杵築市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「停車帯」の次に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第6条第2項中「副道」の次に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第8条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改める。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加える。

第11条第1項中「自転車道」の次に「若しくは自転車通行帯」を加える。

第31条第3号中「車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第40条中「第8条」の次に「、第8条の2第3項」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 9 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、杵築市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年杵築市条例第 5 3 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記



- |   |        |                                              |
|---|--------|----------------------------------------------|
| 1 | 取得財産   | 教育用タブレット                                     |
| 2 | 取得の方法  | 随意契約                                         |
| 3 | 取得金額   | 75,928,270円                                  |
| 4 | 納期     | 令和3年3月31日まで                                  |
| 5 | 取得の相手方 | 大分市東春日町17番57号<br>株式会社 オーイーシー<br>代表取締役社長 加藤 健 |

議案第 1 2 0 号

杵築市過疎地域自立促進計画の変更について

杵築市過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成 1 2 年法律第 1 5 号）第 6 条第 7 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

杵築市過疎地域自立促進計画 新旧対照表

事業計画（平成28年度～32年度）

区分	変更後				変更前			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 高齢者等の保健 及び福祉の向上及 び増進	(2)介護老人保健 施設				(7)市町村保健セ ンター及び母子 健康センター 事業			
		介護機器整備事業	杵築市					
		介護施設整備事業	杵築市					
		健康福祉センター改修 事業	杵築市					
5. 医療の確保	(1)診療施設 病院				(1)診療施設 病院			
		医療器械整備事業	杵築市			医療器械整備事業	杵築市	
		付帯施設整備事業	杵築市					

議案第 1 2 1 号

市道の路線認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のように認定する。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

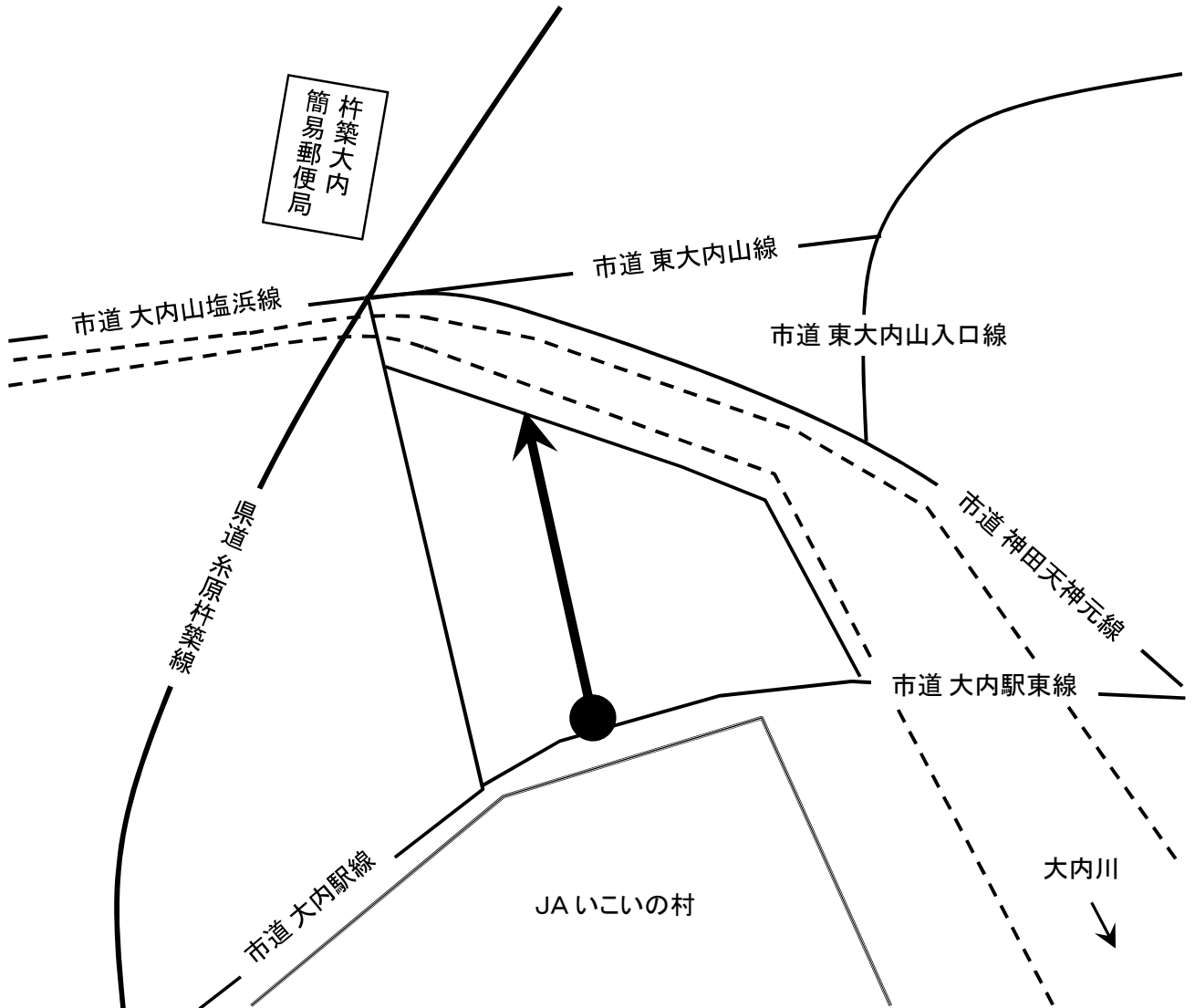
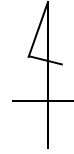
## 1 認定する路線

路線名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	起 点	備考
			終 点	
大内駅東支 線	68.0	5.0～ 8.0	杵築市大字大内字塩浜 7684 番 3 地先 杵築市大字大内字塩浜 7687 番 3 地先	
塩浜大内川 線	127.0	3.3～ 7.7	杵築市大字大内字塩浜 7686 番 1 地先 杵築市大字大内字塩浜 7691 番 地先	

認定

おおうちえきひがしせん  
大内駅東支線

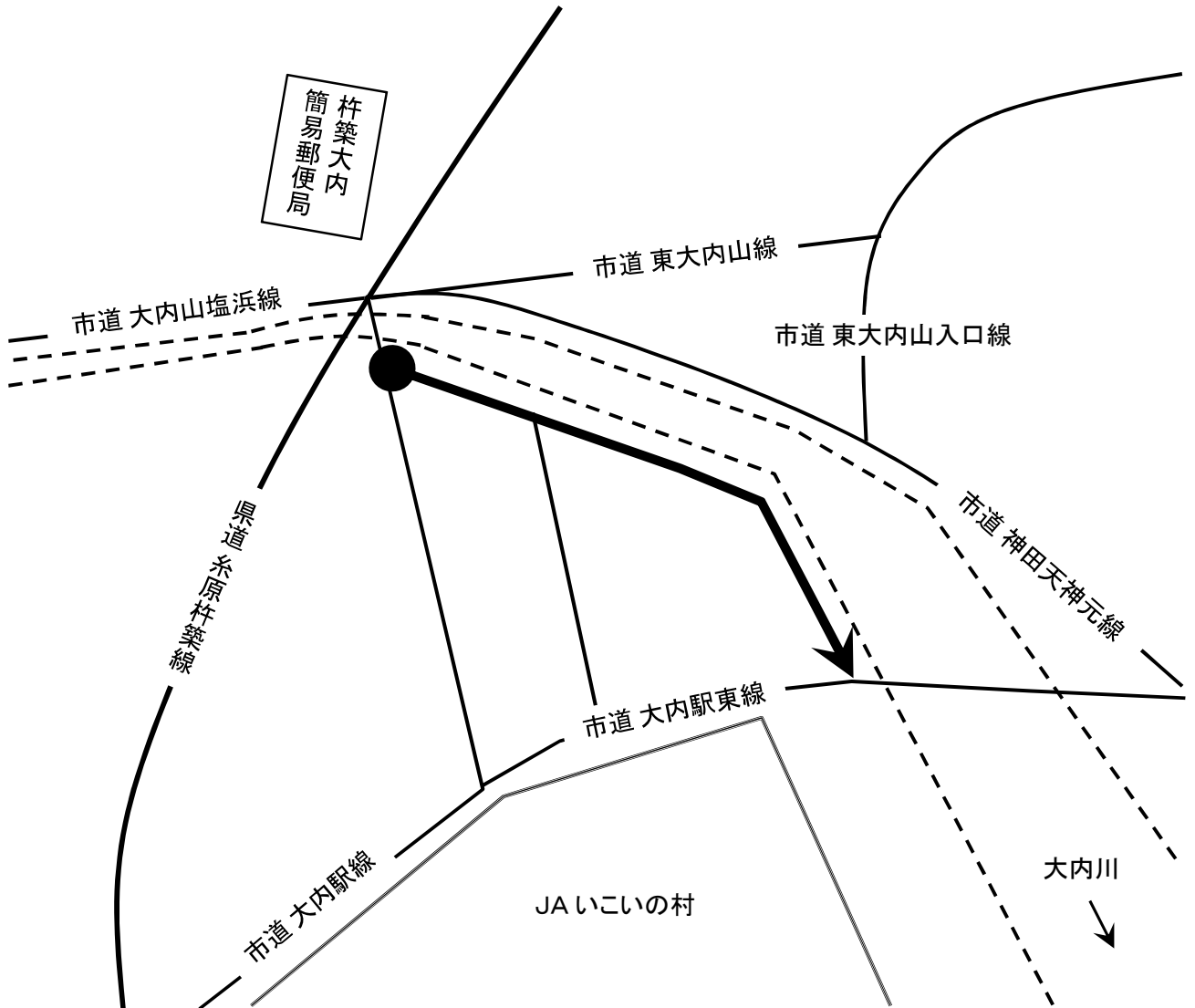
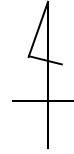
L = 68.0m  
W = 5.0m ~ 8.0m



認定

しおはまおうちがわせん  
塩浜大内川線

L = 127.0m  
W = 3.3m ~ 7.7m



報告第 3 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のように専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 8 月 2 8 日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和 2 年度杵築市一般会計補正予算（第 6 号）・・・別冊



報告第32号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく  
健全化判断比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく健全化判断比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和2年8月28日提出

杵築市長 永松 悟

記

令和元年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (13.27)	— (18.27)	10.8 (25.0)	62.6 (350.0)

- (備考) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない  
2 括弧書き内は、同法に基づく早期健全化基準

## 報告第33号

### 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく 資金不足比率の算定について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、令和元年度決算に基づく水道事業会計、工業用水道事業会計、山香病院事業会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計毎の資金不足比率について、杵築市監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和2年8月28日提出

杵築市長 永 松 悟

記

令和元年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
工業用水道事業会計	—
山香病院事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—
特定環境保全公共下水道事業特別会計	—

- (備考)
- 1 各特別会計ともに資金不足比率はない
  - 2 同法に基づく経営健全化基準は、各特別会計毎に  
20.0%

報告第34号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のように専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月28日提出

杵築市長 永 松 悟

## 専 決 処 分 書

本市が管理する市道上で発生した物損事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年8月13日

杵築市長 永 松 悟

### 記

市は、相手方に与えた事故による損害賠償の額を次のとおり決定し、和解する。

- 1 損害賠償の相手方      住所 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■  
                                        ■■■  
                                        氏名 ■■■■■■■■
  
- 2 事故発生年月日          令和2年8月3日
  
- 3 事故発生場所              杵築市山香町大字立石  
                                        市道 立石上町線
  
- 4 事故原因・状況  
     相手方車両が上記の道路を走行中、アスファルト舗装が剥がれてできた穴ぼこに、車両左後部の車輪がハマリ、タイヤを損傷した。

5 示談の内容及び損害賠償の額

市の過失割合は30%となり、市は、損害賠償金として、相手方車両の修繕料8,283円を支払う。

